

広島県告示第六百四十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県備北地域事務所建設局庄原支局において、平成十九年六月二十一日までの間、縦覧に供する。

平成十九年六月七日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道比婆山県民の森線	庄原市西城町油木字川上ミ甲一五五番一地先から庄原市西城町油木字川上ミ甲一五五番四地先まで	平成十九年六月七日